

草津市健幸都市づくりの推進について

1 背景・目的

全国では、「ウエルネス（健幸：個々人が健康かつ生きがいを持ち、安心安全で豊かな生活を営むこと）」をまちづくりの中核に位置付け、住民が健康で元気に幸せに暮らせる新しい都市モデルが始まっています。

地域の担い手である住民が、主体的に健康を維持し、社会参加することで、持続可能で活力ある社会を創ろうとする動きです。

高齢化・人口減少が進んでも住民が「健幸」であるためには、高いリスクを抱える人への適切な対応とともに、生活習慣病や寝たきりの「予防」が重要となり、この実現には、地域住民全体への働きかけにより、日常の身体活動量を増加（底上げ）させることがカギとなります。

最近では、公共交通が発達している地域や社会的なつながりが高い地域に住んでいる人ほど健康度が高いなど、まちの環境や構造と健康の関係について、様々なデータが出てきています。

私たちは今、市の総合政策として健幸都市づくりを進め、生涯にわたり生きがいを持ち、健やかで幸せに暮らせるまちを創造することで、高齢化・人口減少が進んでも持続可能な予防型社会へ転換を図る必要があります。

2 推進へのステップ

①庁内体制の強化

市長を本部長とし、部長級で構成された「草津市健幸都市づくり推進本部」を設置し、全庁体制で健幸都市づくりに取り組みます。

②基本計画の策定

本市の法定健康増進計画である「健康くさつ21」やスポーツ振興を進める「草津市スポーツ推進計画」に加え、都市計画や公共インフラの整備、健康産業の育成など様々な計画や政策を健康の側面から捉え、健幸都市実現のための取組を連携・強化していくため、「(仮称)草津市健幸都市基本計画」を策定します。

③外部委員会の設置

医療関係や運動スポーツ、都市計画、産業振興などの有識者や関係団体、公募の市民等で構成する「草津市健幸都市づくり推進委員会」を設置し、関係各所と連携を深め、住民等総ぐるみでの健幸都市づくりを進めます。

④スマートウエルネスシティ首長研究会への加盟

健幸都市づくりを進めるため、全国約60自治体や大学、企業等で組織される「スマートウエルネスシティ首長研究会」へ加盟し、他の自治体で先駆的に取り組まれた研究成果を取り入れ、スピード感をもって健幸都市政策を進めます。

⑤キックオフシンポジウム開催と市、まちづくり協議会合同での「健幸都市宣言」「健幸宣言」

各学区まちづくり協議会では、先駆的に健康まちづくりのモデル事業に取り組むなど、住民の健康づくりの機運が高まっています。関係者によるパネルディスカッションなどを行う「健幸都市くさつキックオフシンポジウム」を開催するとともに、市とまちづくり協議会等と合同での「健幸都市宣言」「健幸宣言」を行う予定です。（平成28年8月28日、草津市立アミカホールで実施予定）

3 (仮称) 草津市健幸都市基本計画

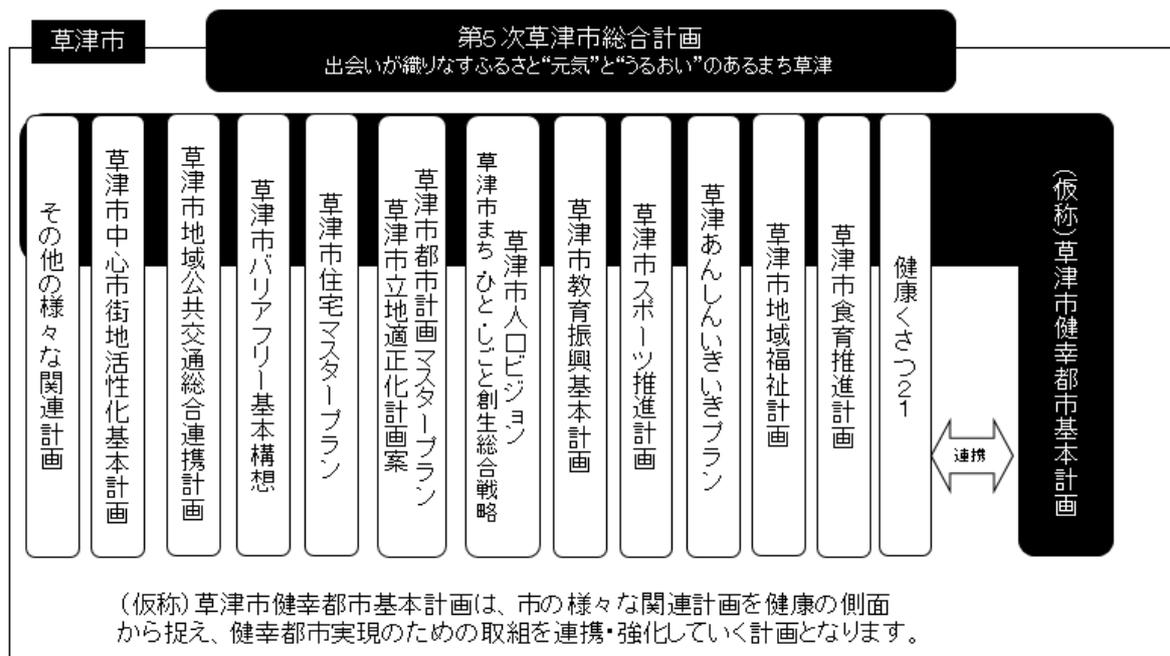
① 計画期間 10年計画（健康増進計画10年）。ただし、第1次計画は健康くさつ21（第2次）（平成25～34年度）の改定時期を踏まえて検討します。また、健康草津21と同様、中間評価を予定しています。

②計画に盛り込む事項（イメージ）

- ・意識しなくとも健康になれるまちづくり（健幸を意識した都市計画や公共交通、公共インフラの整備、草津川跡地や野村運動公園等の公園整備等）
- ・健康づくり無関心層等も含めた健康づくり（ポイント制度の活用や地域で取り組む健康のまち草津モデル事業など、地域住民全体への働きかけの強化等）
- ・産官学民等様々な分野が連携した施策の推進（ヘルスケアビジネス、ヘルスツーリズム実施に向けた検討やアーバンデザインセンターとの連携等）

③他計画との関係

草津市総合計画を踏まえ、市の様々な関連計画を健康の側面から捉え、健幸都市実現のための取組を連携・強化していく計画となります。



■健康増進法（平成14年法律103号）

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、教育活動及び広報活動を通じた健康の増進に関する正しい知識の普及、健康の増進に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究の推進並びに健康の増進に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、健康増進事業実施者その他の関係者に対し、必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。

（関係者の協力）

第五条 国、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、健康増進事業実施者、医療機関その他の関係者は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

（都道府県健康増進計画等）

第八条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県健康増進計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画（以下「市町村健康増進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

■健康長寿社会形成基本法案

議員立法で検討が進められている法案。疾病構造が変化し、生活習慣病の割合が増加するなか、少子高齢化により社会保障制度の持続可能性に懸念があることから、国民一人ひとりの主体的な健康保持の取り組みや、その取り組みに資する社会環境の整備が規定される予定とのこと。 (内容は未定)

目指せ、健幸都市草津！！

～住む人も、訪れる人も健幸になれるまちを目指して～

草津市の現状

大学生、40代、60代が多く、人口は増加

高齢化率は低いが、地域毎に状況が異なる

男女とも、全国平均より健康寿命が長い

非肥満高血糖者やメタボが多い

生活習慣に課題があり、生活習慣病リスクが高い

要介護、要支援者は年々増加している

「いま」の私たち「治療」が中心

一般に、生活習慣病予防に運動が必要な人は全体の7割。さらにその7割は、行動や情報収集をしない傾向。

「みらい」の私たち「予防」を重視

仲間とともに、楽しさや喜びがあり、健康意識の高い地域社会に住み、主体的に健康づくりを実践。

変革への課題

- 健康診断の結果や医師の指導を踏まえ、運動や食生活の改善など、健康づくりの必要性を理解はしていても、続けるのは容易ではありません。
- 公共交通の発達や社会的なつながりが、人の健康に影響すると言われます。しかし、まちの基盤整備と健康づくりの連携が必ずしも十分ではありません。
- 高齢化、人口減少が進んでも、持続可能な健康長寿社会を創るため、健康支援サービスの振興や産官学民等の幅広い連携なども進める必要があります。

「治療」から「予防」へ。「草津市に住む人、訪れる人が健康になる。」を目指す。まちの環境整備や、社会的なつながり、健康情報の「見える化」などによって、まち全体の健康意識を高め、治療から予防へ。

意識を高めて健康になる！

意識しなくても健康になれる！

目標と政策

【目標】目指せ健幸都市草津！住む人も訪れる人も健幸に！

【提言1】

まちの健幸

- 1 コンパクト＋ネットワーク（都市計画や公共交通）
- 2 道路、公園、草津川跡地や社会体育施設整備
- 3 まちの賑わいや景観、健康長寿の住まいづくり

【提言2】

ひとの健幸

- 1 年代別の健康啓発とインセンティブの導入
- 2 地域全体で健康に取り組む環境づくり
- 3 運動・学習・いきがい・ボランティア等多様な手段

【提言3】

しごとの健幸

- 1 地産地消を含めたヘルスツーリズムの振興
- 2 ヘルスケアビジネスの振興
- 3 アーバンテサインセンター（産官学民、知の集積）との連携

(仮称) 草津市健幸都市基本計画策定に向けた検討内容について (案)

今後、健康関連データの分析や課題整理を行い、基本計画の体系や重点事業、目標設定等を進めます。(仮称) 草津市健幸都市基本計画の策定に向け、検討すべき内容や関連事業等を、下記に整理しています。

1 「まちの健幸づくり」

まちの健幸づくりでは、都市計画や公共インフラ整備等の観点から、ひとの健康にアプローチするものです。公共交通の整備状況と生活習慣病の罹患率に、相関関係があるという研究結果が出始めています。

今後の高齢化や人口減少も見据え、まちのあり方を検討する必要もあります。下記の事項を中心に、「まちの健幸づくり」に取り組みます。

論点：健康と都市環境の相関関係が高いと言われる中、都市計画やハード整備を含めた健幸のまちづくりをどう進めるかを考えます。

【各種関連施策】

- ・都市計画
コンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくり、中心市街地の活性化
(例 立地適性化計画、公共交通リノベーション計画の策定)
- ・公共インフラ
歩道、自転車道、公園等の整備やバリアフリーの推進
(例 草津川跡地や野村運動公園等の整備)
- ・住宅政策の推進

など

2 「ひとの健幸づくり」

ひとの健幸づくりは、これまで最も注力してきた部分です。けん診結果による高いリスクの人への適切な対応に加え、運動、スポーツ、健康な食の推進等により、地域住民全体への働きかけの強化にも取り組みます。

特に、健康データの見える化の更なる推進やインセンティブ(誘導策)を検討するとともに、社会的なつながりの力も活かし、市民とともにひとの健康づくりを推進します。

論点：ハイリスク者への適切な対応と、地域住民全体への働きかけの強化を考えます。

- ・特に人口が多い「働く世代」の健康づくりや運動量の増加にどう取り組むか
- ・2025年に向かって、高齢者の健康や介護予防にどう取り組むか
- ・生涯を通した健康づくりにどう取り組むか 等

【各種関連施策】

- ・ 行動変容に向けたインセンティブの付与、社会的なつながりの強化、
健幸ポイント制度、元気シニアボランティアポイント制度、
地域活動・ボランティアポイント制度、
ソーシャルビジネス、コミュニティビジネス
- ・ 地域の課題や特色に応じた健康づくり、健康データ等の見える化、
まちづくり協議会の健幸宣言、健康のまち草津モデル事業、
データヘルスの推進、特定健診・保健指導の受診率向上
- ・ 生涯を通じた健康づくりの推進

など

3 「しごとの健幸づくり」

しごとの健幸づくりは、地産地消を含めた健康に関するツーリズムやビジネスの振興に関する方策を検討します。あわせて、健幸都市の推進に向け、大学や企業をはじめとした様々な団体との連携方策についても検討を進めます。

論点：次のような取り組みを検討します。

- ・ 地産地消を含めた健康に関するツーリズムやビジネスの振興をどう図るか
- ・ 大学や企業をはじめとした様々な団体との連携をどう図るか

【各種関連施策】

- ・ 新たな健康支援サービスの振興や様々な関係団体との幅広い連携
ヘルスツーリズム、ヘルスケアビジネス、地産地消関連事業
アーバンデザインセンターとの連携、デザインをいかした戦略的広報

など

■草津市健幸都市基本計画策定スケジュール

年月	健幸都市づくり推進委員会	(参考) 市本部会議等
平成28 年6月		◎第1回 6月24日
7月	◎第1回 7月8日13:15～15:00 ①計画概要、スケジュール等説明 ②意見交換	◎7月14日市役所 健幸都市づくりワークショップ
8月		◎第2回 8月22日 8月28アミカホール ◎シンポジウム、健幸都市宣言
9月	◎第2回 9月8日13:30～15:30 ①推進方策の骨子等の検討	
10月	◎第3回 10月20日13:30～15:30 ①推進方策案の検討	◎第3回 10月4日
11月		◎第4回 11月24日
12月	◎第4回 12月15日13:30～15:30 ①計画案諮問、委員会答申 ②パブリックコメント要領説明	
平成29 年 1月		◎パブリックコメント1/16～2/15
2月		◎第5回 2月28日
3月	◎第5回 3月23日13:30～15:30 ①パブリックコメントの実施結果報告 ②次年度以降について	